

議 事 録

会議の名称	茨木市人権尊重のまちづくり審議会 第2回いのち・愛・ゆめセンターあり方検討部会
開催日時	平成28年1月21日（木） 午前9時30分～午後0時20分
開催場所	茨木市立沢良宜いのち・愛・ゆめセンター大会議室
部会長	熊本 理抄
出席者	熊本 理抄 岩本 賢三 長田 佳久 柴原 浩嗣 三木 昭 <p style="text-align: right;">(5人)</p>
欠席者	なし
主な議題	(1) いのち・愛・ゆめセンターのあり方について (2) その他
配布資料	添付のとおり

(順不同、敬称略)

発言者	内 容
事務局	<p>1 開会</p> <p>ただ今から、いのち・愛・ゆめセンターあり方検討部会を開催する。委員の皆様には、寒い中ご出席いただき感謝する。</p> <p>本日の部会は委員5人の出席があり、欠席はない。審議会規則を準用して、ここからの進行は部会長にお願いする。</p>
部会長	<p>朝早くから出席いただいた委員の皆様、またヒアリングのためお越しいただいた地域の方に感謝する。</p> <p>本日傍聴者はあるか。</p>
事務局	<p>4人ある。ただいまから入場していただく。</p> <p>【傍聴者入場】</p>
部会長	<p>それでは次第に沿って進めていきたい。</p>
部会長	<p>2 議題 [1] いのち・愛・ゆめセンターのあり方について</p> <p>議題について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>本日、会場を沢良宜いのち・愛・ゆめセンターとしたのは、机上の議論だけではなく実際にいのち・愛・ゆめセンター（以下「愛センター」という。）をご覧いただきましたかったためである。今後の部会についても、各愛センターを会場として実施していきたい。</p> <p>まず、本日の議論を始める前に、現地のフィールドワークを実施し、どのような地域であるのかをご覧いただきたいと考えている。よろしく願います。</p> <p>傍聴の皆様もよろしければご一緒いただきたい。寒いため、同行されない場合は会場で待機いただきたい。</p> <p>【フィールドワーク】（以下の施設について事務局職員が説明）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・愛センター館内 ・市立子育てすこやかセンター ・市営住宅 ・愛センター分館
事務局	<p>地区を歩いていただいた。解放会館（現愛センター）が設置される前に、集会所（現愛センター分館）建設が大きな課題であり、その建設が、いわゆる隣保館を建てる要求運動となり、それが差別をなくす運動の中心となって行った。</p> <p>当時の運動の中心となった方お二人に来ていただいているので、今からお話を</p>

発言者	内 容
事務局	<p>お聞きしたい。聞き手は、私、課長代理の大和が務めさせていただく。</p> <p>【地域住民ヒアリング】</p> <p>沢良宜は昭和37年ごろから集会所建設運動が始まった。最初にお聞きしたいのは、それ以前の地区の様子である。仕事の状況、生活、子どもの教育等の雰囲気について、簡単に教えていただきたい。</p>
市民A	<p>私が沢良宜に来たのは昭和35年。当初は、家が狭く勉強する場所がなかったので、お寺を借りて勉強をしていたが、子どもたちが安心して勉強できる場所が必要になり、集会所建設運動につながった。きちんとした仕事に就いている人はあまりなく、夫も土木作業員をしていた。部落解放同盟沢良宜支部（以下「支部」という。）の書記長から集会所建設に関わらないかと誘われ、台風が来たら水に浸かり逃げる場所もないということで、運動に関わるようになった。教育に関しては、親が十分勉強できていないため、子どもをみてやることができない家が多かった。</p>
市民B	<p>私もこの地区に来て数十年、83歳になる。私が来たころは、私も含め、この村の人は田んぼをしており、子どもを背負って仕事をしていた。私の夫はビール会社で重いものを担いで仕事をしていた。収入もあまりなく、家族は多く、家を建てるといっても建てられない。</p> <p>女性の仕事と言えば、今はいろんな仕事をされているが、当時は藁草履を朝早くから作っていた。田んぼでも米が取れたら「藁いいのとれたかー」というくらい藁を大事にしてきた。</p> <p>子どもが勉強するところといっても、まともな家ではなかったし、ミカン箱みたいなもので勉強している人もいた。大勢の家族のなかで、私たちは戦後いろんな苦勞をして辛抱もしてきたと思う。今でこそ子どもと別れて一人住まいの人もいますが、今はいい時代になったと思う。</p>
事務局	<p>水についての経験はどうか。</p>
市民B	<p>井戸が3軒から5軒に1つずつあったが、水がなくてお寺にもらいに行く事もあった。洗濯は川でしていた。衛生というような考え方はあまりなかった。</p>
事務局	<p>水害はどうだったか。</p>
市民B	<p>船はあったがそれを使ってどうということはない。</p>
事務局	<p>昭和43年に集中豪雨があり、集会所の前で子どもの腰くらいまで水に浸かった。</p>

発言者	内 容
市民A	<p>学校が休みになり遊んだ覚えがある。汲み取り式の便所だったので、中身が流れ出して、それに気づかず遊んで怒られた。</p> <p>Aさんから集会所建設のきっかけの話をしていただいたが、当時母親学級を作って活動が始まったと思うが、そのあたりについてはいかがか。</p> <p>子どもが勉強する場所がない。家も狭いし、家族が多いと勉強もできない。すると学校の勉強ができなくなる。親も勉強ができないので一緒に勉強する。集会所が建てられたときに、親も字の稽古をしようということで、自分の勉強する姿を子どもに見せようと、親も習うようになった。そこからお花やお茶も習うようになった。まず自分たちが見本を見せようとしてきた。昼だけではなく学校の先生に夜も来てもらって教えてもらった。</p> <p>集会所も階段がついているのは、低ければ浸水するため、高いところに避難できるようにということになっていた。</p>
事務局	<p>地区の建物は入り口で少しかさ上げしている。水に浸かった経験があるので、皆そうしている。また集会所を建てる運動として市役所へ要望に行くことがあり、私も子どもの頃連れていかれた覚えがある。当時の役所の対応はどうだったか。</p>
市民B	<p>私の祖父が支部の副支部長だったが、明日は旗立ててどうしようという話をしていた。祖父が運動で忙しかったので、田んぼも忙しい時に私が家のことをしなければ食べていけないと思った。祖父が役所に行けないときは、子どもをおぶって行った。</p> <p>事務所に回ったり市役所の廊下に座り込んだり。役所は役所でたくさん幹部が出てきて、中に入らせないようにしようとするし、こちらはこちらで中に入ろうとするし。おにぎりを持っていったり、おむつを持っていったりしていた。それが毎日毎日、今日は何時から、明日は何時からと交代で、みんなで一生懸命だった。</p> <p>市長は中に入って出てこないの、出てきたところをみんなで追いかけたり、話し合いすると言ったと思ったらすっと抜け出してしまったり。警察まで行ったこともある。車で出て行ったらその車を止めに行ったり。若い人は信じられないと思うが恥も外聞もなかった。役所から帰ってきたら、応援する人ばかりではないし、村の中でも格好悪いこととしてと反対する人もいた。集会所を建てさせなければと一生懸命だった。</p>
事務局	<p>Bさんのお話を補足するが、警察が排除の勧告に来たそうだ。それで警察まで行って、市長に会わせてくれるならすぐに帰るが、市長が会ってくれないから座り込んでいる。市長と会わせてほしいと警察に乗り込んだそうだ。</p> <p>最初は木造の集会所を折衷案として出されたが、それでは台風で水に浸かって</p>

発言者	内 容
市民A	<p>大変なことになることを知っていたため、鉄筋の建物を要望していた。</p> <p>建ってからは、役所と話をするためにも、字を知らなければできないため、仕事が終わって子どもにご飯を食べさせた後に、ペン習字を習っていたのが識字学級の始まりだった。</p> <p>集会所が建ったのが昭和39年。その翌年に同対審答申（同和対策審議会答申）が出された。それまでは役所は部落差別を認めていなかった。そんな差別はないという見解だった。集会所を立てれば、他の地区と比べてかえって差別になるのではないかと、役所はなかなか建設を認めなかったと聞いている。</p> <p>昭和44年に同和対策事業特別措置法が成立し、その後解放会館が建ち、集会所から支部が移ってきた。解放会館ができた当初にお二人は職員や相談員として関わっているため、その当時のことをお聞きしたい。私が中学3年生の時に解放会館ができたが、初めてクーラーの効いた部屋に入ったのが印象的だった。当時の雰囲気はどうだったか。</p> <p>解放会館に職員として採用されたのが、昭和48年だった。まず掃除から始まり、勉強部屋は2階、支部事務所は1階にあったが、大きな建物ができた嬉しさで、子どもは暴れまわって、指導員が教えようとしても暴れて大変だった。運動の拠点として事務所もあったが、つぶされては困るし、大事にしなければと、きれいにして頑張ろうとしてきた。支部の事務所、解放会館の事務所、子どもの勉強場所などがあり、お花や手芸の講座もあった。ずっと運動が続いてきた。</p>
事務局	<p>相談業務に関わっていたBさんはどうだったか。</p>
市民B	<p>相談内容は、就職のことが多かった。働くところがあまりない。解放会館の掃除の仕事などないかという相談もあった。または教育の相談。子どもが学校に行くのを嫌がっているなど。</p> <p>私自身が嘱託職員として解放会館に勤めるまでは家族も多く大変だったが、解放会館に勤めるようになると、支部の方でも婦人部長など、いろんな役も持たされた。その経験でいろんな勉強もし、いろんな支部の人に、いろんな行事をする度に教えてもらった。メモをするにしても勉強できなかったのも、自分の書いた字も読めない状態で。私も市外の同和地区の出身で、親が戦死して、兄妹4人の長女だったが、親は勉強などしなくても世の中渡れるという方針だったが、こちらに来てから勉強は大事だと思うようになった。世間のいろんなことがわかってきたら勉強もした。</p>
事務局	<p>識字はその当時、支部の活動家も含めて勉強に関わって、熱心な運動の一つだった。Aさんのお話にもあったが、解放会館開設当時は部落問題の勉強もするが、生け花やお茶など文化的な講座も解放会館の花形講座のような形で開始されてい</p>

発言者	内 容
	<p>た。</p> <p>法律ができて、道路や浴場、保育所、今は閉鎖になったが診療所、公園など、沢良宜は同和事業が非常に早く進んだ地区だった。市が田んぼの状態を土地を先行取得し、そこに建物をつくってきたので、全国的にも同和事業が早く進んだと思う。メインストリートの道は、2車線で歩道もある太い道に変わった。昔は、火事が起きたときには、消防車が入ってきても、村の入り口からホースを伸ばして消火活動をしなければならなかったが、それが非常に改善されていったのは、運動があつて初めて変わっていったことである。法律ができたからやりやすくなったことはあるが、そうした変化は、勝手に起きたものではない。お二人には貴重な体験談を感謝する。</p>
部会長	<p>続いて平野館長から沢良宜愛センターの現状について、また、橋井相談員から地域の状況についてご説明をいただきたい。</p>
平野館長	<p>【利用案内に基づいて施設の紹介】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3階大会議室ではヒップホップダンスのサークルなどが活動している。また、卓球は高齢者に人気で4団体くらいある。 ・ 2階には学習室があり、識字日本語教室が開催されている。また、コピーのある共用室、小学生が勉強できる居場所を設けている。 ・ 1階には街かどデイハウスがあり、多くの高齢者が利用している。また、マッサージ器や電位治療器（ヘルストロン）のあるふれあいルームがある。 ・ 分館は平成21年まで青少年センターであったため、多目的室や音楽室等を備えている。機会があればご利用いただきたい。 <p>【会議資料に基づいてセンターの現状を説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成18年から比較すると、職員数は大幅に減少。 ・ 沢良宜愛センターは現在4名で運営、夜間はシルバー人材センターに管理を委託。 ・ 相談員2名は相談等のため不在のこともある。 ・ 管理費は3愛センター合計では、最近10年で3分の2に減少。人件費は20%くらいまで大幅に減少。事業費は横ばい。 ・ 国・府からの補助金も減少してきている。 ・ 愛センター使用状況のデータは、平成21年度に回数、人数ともに急増しているが、青少年センターを統合した分館を含むものとなっている。 ・ 沢良宜では、平成25年1月に近隣のNPO法人の施設が開館したことが影響して、利用者が減っている。 ・ 事業数は年々減少し、1講座当たりの回数も減っている。職員数の減少が影響している。定着しているのは地域の交流行事や人権講座である。交流行事は地

発言者	内 容
橋井相談員	<p>域の実行委員会形式で定着してきている。識字日本語教室も以前から継続して実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今年度から沢良宜と総持寺で地域交流促進・相談機能強化事業を地域のNPO法人に委託している。プロポーザル方式により契約、委託している。 ・相談件数は府の補助事業の集計方式が変わったりしており、年度間の比較がしにくい。3愛センター合計で1,000件程度となっている。最近の傾向として、複数の阻害要因が重なる複合的な相談が多く、愛センター相談員だけでは解決が難しいことがあり、様々な専門機関と連携している。 <p>【沢良宜いのち・愛・ゆめセンター支援方策検討会実施報告書に基づいて説明】 (編集注：ほぼ全体にわたり個人情報を含むため、詳細な記述は省略します。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別の相談ケースについて対象者、経過・関わり方、今後の方向性等について説明。
平野館長	<p>以上で愛センターの現状の説明とさせていただく。職員数や経費の削減等により、愛センター事業が最低限の状況になっていると思われる。その中で、地域全体をみると、高齢者や子育て・教育のサービス水準は何とか維持できており、職員の努力と地域との連携によるところが大きいと思う。あり方検討の中で、愛センターの方向性や実施事業についてもご検討いただければと思う。</p>
部会長	<p>委員からの質問を受けたいところだが時間が押しているため次に進みたい。</p> <p>全国隣保館連絡協議会の中尾様より「これからの隣保館に期待するもの」としてご提言をお願いする。</p>
中尾 事務局長	<p>【資料「これからの隣保館に期待するもの」に基づいて提言】</p>
部会長	<p>予定の時間であるが、引き続き地元関係団体からのご意見を伺いたい。部落解放同盟沢良宜支部を代表して支部長、地元のNPO法人はっちぼっちを代表して同法人理事にそれぞれお願いする。</p>
NPO法人 理事	<p>【資料「特定非営利活動法人はっちぼっちのとりくみ」に基づいて説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部落解放運動の取組みを通じて様々な個人や団体とのつながりをつくってきた。また地区内では支えあいを大事にしてきたし、隣保館もそれを支援してくれてきた。一定の取組みがあり、地区内の生活も安定してきた一方で、これまで経験してきた困難が地区外にもあることに気づくようになった。地域福祉の課題について校区の市民・団体で「研究会」を立ち上げる中で、課題解決のために地域に根差したNPO法人の立ち上げとなった。

発言者	内 容
支部長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業について、特に本年度より委託を受けた「いのち・愛・ゆめセンター地域交流促進・機能強化事業」について紹介したい。週1回夜間と土曜日に相談窓口を開設、支援方策検討会や講演会にも取り組んでいる。地区のまちづくりフェスタは30団体近くへの参加のつながりのなかで取り組んでいる。多文化交流事業は小学校の国際教室の児童と保護者、愛センター識字日本語教室の参加者等の参加を得て、昨年は地元の餅つき大会への参加などを得られた。今回は規模を広げて多文化交流を考えたい。ふれ愛ラジオ体操は毎朝7～10人くらいの高齢者が集まっていて、一人暮らしの方の安否確認も含め、つながり直しにつながっている。一人親家庭パソコン講座については、生活困窮を抱える方もパソコンを習いながら履歴書を作成したりということが行われている。 ・ 行政、特に愛センターと市民協働という形で共に取り組んでいきたいし、地域に共に住んでいる人の中で、部落解放運動で培ってきたネットワークを活かしながら、地域課題に取り組んでいきたいと考えている。中学生学習支援なども、本来は愛センターで取り組まれるべきものではないかと思うが、今年度よりできるだけ頑張っていきたいと考えている。 ・ 解放同盟としての思いを簡単に報告させていただきたい。 ・ 手元の「告訴状」（編集注：部落差別文書頒布に関する告訴状）をご覧いただきたい。今日においても部落差別は残念ながら実在していることの象徴になるような事件が今年度おこった。既に犯人は特定されているが、大阪市内や河内地域の同和地区の住宅に差別ビラがまかれる、関係者の事業所や家庭に郵送されるということがあった。こういう現実がいまなおある。 ・ 特別措置法が切れても、部落差別をなくすことについて行政の責任は残っていると考えるが、法が切れたことで難しい面が出ている。解放同盟として、法の継続は求めないということは以前から訴えており、一般施策として残された課題に取り組まれることを求めてきた。しかし、愛センターの職員の大幅な削減などの現状が茨木市においてもあるが、困難が集中しているのが部落の実態であることは行政の調査でも明らかになっており、解決に向けて取り組むべき課題がまだまだある中で、縮小、廃止に向けて動いていくということに問題意識を感じている。これだけ子どもの貧困という問題もある中で、青少年センターが同和地区の中にあるというだけで廃止になったということが象徴的であると感じる。これは茨木市の子どもへの支援として大きな損失であると感じる。 ・ 改めて行政の責任を考えるならば、愛センター当初の職員数を回復することで、周辺地域も含めた様々な課題の解決に取り組んでいくことが必要ではないか、もう一度復活させていただきたいということが本来の思いである。今の財政事情では難しいこともあるが、直営でやっていく中で地域との協働・つながりを大事にしてきたことが財産として残っており、だからこそ縮小されてもなんとか進めてこられたと感じている。解放同盟としてNPO法人を立ち上げたのも我々

発言者	内 容
	<p>の思いの現れであるが、先進的な地域で取り組まれているように、行政とともに協働して取り組んでいくことが必要だと思う。行政の責任を放棄することなく、地域住民とともに進めていくために、指定管理という方向を取る事がよいのではないかと考えている。やり方次第では大きなメリットがあると考えているため、ご検討いただきたいと考えている。</p>
部会長	<p>もし今日のこれまでの話について質問や意見があれば事務局を通してそれぞれに送らせていただくということによろしいか。</p> <p>それでは最後に検討結果の骨子についてご提案したい。</p>
部会長	<p>【茨木市いのち・愛・ゆめセンターあり方検討部会取りまとめ項目（案）の配布】</p> <p>骨子について説明の時間はないが、ご意見があれば事務局までお願いしたい。また次回こちらについて話もできればと思う。</p> <p>今日は長時間にわたり、様々な方からいろんなご意見をいただき感謝する。委員の皆様にもご意見・ご質問いただければよかったが、次回以降議論を深めて行ければと考えている。</p>
部会長	<p style="text-align: center;">2 議題 [2] その他</p> <p>事務局よりその他の案件として何かあるか。</p>
事務局	<p>次回の第3回検討部会は2月25日（木）に先進地の視察と併せて実施したい。午前8時45分に市役所本館に集合し、箕面市のらいとぴあ21という隣保館に先進地視察を行う。箕面市職員及び指定管理をしているNPO職員に話を聞く予定である。その後、午後から豊川愛センターで検討部会を開催する。詳しくは後日書面にてご案内する。</p>
部会長	<p>終了時間はどのくらいか。</p>
事務局	<p>午後の部会が1時30分頃開始となるため、終了は3時30分になると考える。</p>
部会長	<p>その他何かあるか。</p>
事務局	<p>相談事例の資料のみ、個人情報を含むため回収する。よろしく願います。</p>
事務局	<p>第4回部会については、あり方検討会の後に人権尊重のまちづくり審議会を開催することになっており、ここで検討の中間報告をすることになる。3月25日（金）午後に総持寺愛センターにて現地視察を含めて開催し、夕方に市役所本庁でまちづくり審議会を開催する予定である。</p>

発言者	内 容
部会長	<p data-bbox="384 300 1399 336">それでは、本日は大変長時間の参加を感謝する。本日はこれで終了としたい。</p> <p data-bbox="384 396 507 432">3 閉会</p>

「これからの隣保館に期待するもの」

全国隣保館連絡協議会 中尾由喜雄

1. 隣保館を日本の人権運動と人権行政の歴史から観る ～戦後～

—民主国家として生まれ変わった日本社会において未だ部落差別は解消されず、全国水平社の流れを継承する当事者団体はいち早く解決に向けての運動を開始—

①日本国憲法(昭和21年11月3日公布)(昭和22年5月3日施行)

第14条(法の下での平等…)『すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、
社会的身分又は門地により、…差別されない。』

②戦後、国が初めて行った同和行政が、1953(昭和28)年 隣保館の建設費補助制度の創設

その後、1956(昭和31)年 共同浴場、共同作業所等の建設費補助

1959(昭和34)年 同和対策モデル地区対策

1960(昭和35)年 隣保館の運営費補助

③部落解放委員会(部落解放同盟)を中心とした差別解消のための国策樹立運動

●1965(昭和40)年8月「同和対策審議会答申」

●同和対策事業特別措置法 ～ 昭和44年から平成13年度にわたる33年間の特別措置
同和地区の住環境など、生活基盤に大きな改善

2. 隣保館の(行政的)位置づけ

【戦前】 救済と治安 【戦後】～1969年 福祉対策 1969年～ 同和対策

●1969年12月23日、初めて隣保館運営要綱【厚生事務次官通知】が示される

(第1目的) 隣保館は基本的人権尊重の精神及び同和対策審議会の答申の趣旨に鑑み、地域改善対策対象地域住民及びその近隣地域住民(以下「地域住民」という。)に対する理解と信頼のもとに、地域住民に対して生活上の各種相談事業をはじめ、社会福祉、保健衛生等に関する事業を総合的に行うとともに、国民的課題としての同和問題に対する理解を深めるための活動を行い、もって地域住民の生活の社会的、経済的、文化的改善向上を図り、同和問題のすみやかな解決に資することを目的とする。

1997年9月9日 隣保館設置運営要綱【厚生事務次官通知】

(第1目的) 隣保館は、社会福祉事業法に基づき、並びに基本的人権尊重の精神及び同和対策審議会の答申(昭和40年8月11日)並びに地域改善対策協議会の意見具申(平成8年5月17日)の趣旨にかんがみ、歴史的社会的理由により、又は旧産炭地であること等により、生活環境等の安定向上を図る必要がある地域及びその周辺地域の住民(以下「地域住民」という。)に対して、福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点となる地域に密着した福祉センター(コミュニティーセンター)として、生活上の各種相談事業をはじめ社会福祉等に関する総合的な事業及び国民的課題としての人権・同和問題に対する理解を深めるための活動を行い、もって地域住民の生活の社会的、経済的、文化的改善向上を図るとともに、人権・同和問題の速やかな解決に資することを目的とする。

2002年8月29日～現在 隣保館設置運営要綱【厚生事務次官通知】

(第1目的) 隣保館は、地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行うものとする。

2002年8月29日～現在 隣保館の設置及び運営について【厚生労働省社会・援護局長通知】

(1. 隣保館の今日的役割について)

* 昭和28年に、国が同和問題解決のために、隣保館の施設整備費補助制度を創設した以降の歴史に触れるとともに、今後の隣保館の役割について、『その期待される役割はますます大きいものとなっている。』と言及し、地域改善対策協議会意見具申(平成8年5月)と人権教育・啓発に関する基本計画を抜粋し、隣保館が今後とも同和問題解決の施設としての位置づけを行った。

* 『今般の設置運営要綱は、こうした背景の下、これまでの成果を踏まえつつ、隣保館の事業の一層の推進を図ろうとするものであるので、…その運営に特段の配慮を願いたい。』

3. 隣保館が設置されたことの効果 ⇒ 申請制度のはざ間で

○制度を人につなぐ ○制度と制度をつなぐ ○人と人をつなぐ

→これらの基本的視点は、2015年度から施行された「生活困窮者自立支援法」そのもの

- そして、同和問題(部落差別)解決のための行政・教育が、日本の人権推進に大きく影響
女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、アイヌ、HIV、ハンセン病、その他

4. これからの同和行政の方向 → 人権行政

- ・特別対策から一般対策へ → すべての行政セクトで人権を底流にした施策の推進
- ・同和問題を広く人権問題解決の中から 同和問題 / 人権問題 → 視点の整理
- ・いわゆる「同和問題」に関する、これまでの教育・啓発の限界の克服
部落差別の実態の一面(低位性、困難性、悲惨さ)強調によるイメージのひずみ
- ・逆差別、ねたみ意識の払拭 → 同和行政は部落だけの対策では終わらない

5. 戦後日本の社会福祉の流れから、隣保館を観る

戦後50年を経過して、「措置の福祉」からの脱皮

- 1998(平成10)年6月(中央社会福祉審議会社会福祉構造改革分科会)

『社会福祉の基礎構造改革』

- 2000(平成12)年12月(厚生省社会・援護局)

『社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会報告』

(基本理念) 社会福祉は、その国に住む人々の社会連帯によって支えられるものであるが、現代社会においては、その社会における人々の「つながり」が社会福祉によって作り出されるということも認識する必要がある。…人々の「つながり」の構築を通じて偏見・差別を克服するなど人間の関係性を重視するところに、社会福祉の役割があるものとする。

- 2008(平成20)年3月(厚生労働省社会・援護局地域福祉課)

『これからの地域福祉のあり方に関する研究会報告』

→ 隣保館事業を、これからの地域づくりのモデルに

●「生活困窮者自立支援法」(2013年12月6日成立/2015年4月1日施行)

1. 生活困窮者自立支援法の概要

(趣旨)稼働年齢層を含む生活保護受給者の増加、非正規雇用労働者や年収200万円以下の世帯など、生活困窮に至るリスクの高い層が増加している。また、約25%の世帯主が出身世帯においても生活保護を受給しているという「貧困の連鎖」も見られる。最後のセーフティーネットである生活保護制度の自立助長機能の強化とともに、生活保護に至る前の段階にある生活困窮者を支援する、第2のセーフティネットの充実強化を図る。

(目的)生活困窮者自立相談支援事業の実施、生活困窮者住居確保給付金の支給、その他の生活困窮者に対する自立支援に関する措置を講じることにより、生活困窮者の自立の促進を図る。

(生活困窮者の定義)

“現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持できなくなるおそれのある者”

(事業)

- 【必須事業】 ①自立相談支援事業(国が4分の3負担すること)
②住居確保給付金()
- 【任意事業】 ③就労準備支援事業(国が3分の2以内の補助をすることができる)
④一時生活支援事業()
⑤家計相談支援事業(国が2分の1以内の補助をすることができる)
⑥学習援助支援事業()

2. 「支援法」の危惧する点

①「生活困窮者」の捉え方

経済的困窮 と 社会的孤立 の複合状態におかれた人という視点の重視

*しかし、「支援法」の生活困窮者の定義では、社会的孤立が法文化されず

“現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持できなくなるおそれのある者”

→ 経済的困窮者への対応に終始する可能性がある。やみくもに就労を促すような結果にならないように

②必須事業(自立相談支援事業・住居確保給付金事業)と任意事業(就労準備支援事業・一時生活支援事業・家計相談支援事業・学習支援事業)に分けられた。

*包括的支援を実施するには、すべての事業が行われることが望ましい。

③都道府県知事等による就労訓練事業の認定で、それを引き受ける中間的就労事業所をどのように確保するか。

*国の補助金もなく、賃金に関しても、対応する企業内スタッフの手当てもない。

④「対社会」という働きかけ、特に地域の社会資源の創造ができるかどうか。

*貧困・困窮を個人の問題に矮小化せず、社会の問題としたのが「支援法」の存在意義 → 「支援調整会議」がその役割を担うが、具体的方法やそれに対する国の支援はない。

⑤生活保護制度との連携 → 困窮者に対して再び制度が縦割りにならず、必要な制度が包括的に使える体制の確保

*「支援法」が新たな水際作戦にならないように。

3. 隣保館と自立支援法実施機関等の連携を重視する理由

①地域の実態

【2011（平成23）年度社会福祉推進事業（厚生労働省補助事業）「今後隣保館が取り組むべき地域福祉課題を明らかにする実態調査」】

- 地域の所得状況は、非課税人口が47.4%（当該市町村33.8%）と明らかな格差を示している。
- 生活保護世帯は5.18%（当該市町村：2.57%）で2倍となっている。
- 障がい者率は5.91%（当該市町村：4.46%）と高率を示し、介護保険要支援・要介護認定者も高率となっている。
- 母子世帯が、3.4%（当該市町村：1.5%）を占め、一人暮らし高齢者世帯が多い。
- 次代を担う子どもの進路では、市町村立中学校の卒業者の進学等の状況では、全日制高等学校の進学率が90.3%（当該市町村：92.4%）と依然格差が見られる。

②隣保館の行政内位置づけのあいまいさ

- ・同和地区（住民）対策としての施設設置と運営の歴史
- ・市町村地域福祉計画やさまざまなマスタープランに隣保館が外されていた

③隣保館を地域の社会的資源の一つとして、広く喧伝することが急務

生き残るための方便ではなく、隣保事業が蓄積してきた相談のノウハウを行政内へ

4. 隣保館の担ってきた3つの役割

- 必要とする人に必要な制度をつなく → 申請主義による谷間を埋める
- 制度と制度をつなく → 縦割り行政による谷間を埋める
- 人と人をつなく → つながりの再構築（部落差別による断絶の克服）

5. 「支援法」が重視する相談の手法と隣保館活動が積み上げてきたノウハウ

- ワンストップ型、総合的・包括的相談 → 関係機関との連絡調整
- 個別・継続的（伴走型）相談 → 課題の評価・分析（アセスメント）
「つなぎ」と「もどし」
- 訪問支援（アウトリーチ）→ さまざまな形の居宅訪問、情報（行政情報）収集
- 地域ネットワークの強化 → フォーマル・インフォーマル（まちづくり）

6. 「支援法」と隣保館活動の相互機能強化に向けて

（背景）

地域及び周辺に、法の支援を必要とする人が多い

→不安定就労、引きこもり、生活保護世帯、母子世帯、学力支援、中間的就労

（隣保館の現状）

◎ 強み

- ・地域に根差している（住民とともに、寄り添う隣保館、まちづくりの視点）
- ・相談事業はもとより、さまざまな事業を通してニーズ把握が可能
- ・地域の歴史とともに歩んできた
- ・地域を中心に広くネットワークを持つ（公的施設、学校、自治会町内会…）
- ・同和問題の解決を目的に、個人の諸問題を社会的な問題としてとらえる視点

● 弱み

- ・在職期間が短く、相談に対する専門知識（スキル）が不十分
- ・職員が少なく手が回らない

⇒ ◎強み●弱みが、困窮者支援事業実施機関との相互補完となる

7. 自立支援法施行に向けての現状調査から (2015.1) 自治体集計 / (2015.12) 隣保館集計

◎支援事業の実施機関と隣保館の連携

【自立相談支援事業】 太字:全国 細字:近畿

<input type="checkbox"/> 直 営	110 (36.5%)	51 (63.0%)	334 (45.1%)	158 (74.5%)
<input type="checkbox"/> 委 託	130 (43.2%)	19 (23.5%)	392 (52.9%)	51 (24.1%)
社会福祉協議会	80 (61.5%)	8 (42.1%)	319 (81.4%)	41 (80.4%)
地域包括支援C	1 (0.8%)	0 (0%)		
一般社団・NPO	3 (2.3%)	0 (0%)		
未定・調整中	45 (34.6%)	11 (57.9%)		
そ の 他	2 (1.5%)	0 (0%)		
<input type="checkbox"/> 未 定	49 (16.3%)	9 (11.1%)		
<input type="checkbox"/> N A	13 (4.3%)	2 (2.5%)		

【隣保館との連携】

■ あり	80 (26.6%)	26 (32.1%)	311 (42.0%)	115 (54.2%)
(内、支援調整会議に参加)		38 (47.5%)	17 (65.4%)	
■ なし	59 (19.6%)	10 (12.3%)	393 (53.0%)	90 (42.5%)
■ 検討中	126 (41.9%)	36 (44.4%)		
■ N A	36 (12.0%)	9 (11.1%)		

◎国(厚生労働省地域福祉課)の隣保館に対する動き

◎全国の隣保館活動の現状

・地域の立地類型(都市型・都市近郊型・郡部型・・・)による活動の違い

【おわりに】

福祉と人権のまちづくりを目指す隣保館の職員として、明確に押さえておくことは・・・
～隣保館は、同和問題の解決の施設である～

(参考) ①

- 隣保館の法的根拠 — 社会福祉事業法第2条第3項第6号(昭和33年)で初めて位置付け
社会福祉法第2条第3項第11号 (平成12年6月改正)
「隣保事業(隣保館等の施設を設け、無料又は低額な料金でこれを利用させること、その他その近隣地域における住民の生活の改善及び向上を図るための各種の事業を行うものをいう。)」
⇒ 第2種社会福祉事業・・・隣保事業を専門に行う施設 = 隣保館
- 隣保館の運営 — ①厚生労働事務次官通知 (平成14年8月29日)
隣保館の設置および運営について「隣保館設置運営要綱」
②厚生労働省社会・援護局長通知 (平成14年8月29日)
隣保館の設置及び運営について
*「隣保館(設置)運営要綱」が定められたのは1969年(昭和44年)12月
- 全国の隣保館(全隣協加盟館)2015年4月現在 828館
市町村が設置した隣保館 793館 (内・指定管理者による運営 31館)
広域隣保事業・オブザーバー 34館
社会福祉法人立の隣保館 1館 (神戸市「賀川記念館」昭和38年～)

(参考) ②

- 介護支援専門員(ケアマネージャー)の受験資格基準(一定の実務経験の基準)に該当する
・隣保館で、相談援助業務の期間が通算して5年以上であり、かつ従事した日数が900日以上。

(参考) ③

- 社会福祉士国家試験受験資格の、相談援助実務経験の施設の一つに隣保館
・隣保館で、相談援助事業を行っている専任の指導職員(1年～2年)